

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十九年十一月十四日第百三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇二号		
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号		
指定の取消しの年月日	令和七年六月二十日		
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十二番四の一部、百十二番五の一部、百十二番六の一部、百十二番七の一部、百十九番一の一部	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十一番二の一部、百十二番一の一部、百十二番四の一部、百十二番五の一部、百十二番六の一部、百二十番八の一部、百二十番九の一部、百二十番十の一部	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十番の一部
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	五・七〇	五十五・六〇	三十六・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇	六・〇	六・〇